

# 飯田高原における観光開発の展開

中山 昭 則

## ．序 章

### 1．研究の背景と目的

大分県九重町に位置する飯田高原は1934（昭和9）年に国立公園の指定を受けた阿蘇国立公園（現阿蘇くじゅう国立公園）の一角を占める。我が国の国立公園は公園内に私有地を含める「地域制公園」に分類される。つまり、この制度によって土地所有に関係なく国立公園に指定できるので、私有地を買収して公園化する必要もなく、いわば低出費で国立公園を創設することを可能にした（村串2005）<sup>1)</sup>。

その結果、1934年から始まった国立公園の指定作業において、灌漑用水・林業・電源開発・鉱業といった他産業との軋轢が各地で生じたといわれている。例えば、十和田湖における農業灌漑用水問題、黒部渓谷の電源開発問題などは、当時自然保護の啓発に大きな役割を果たした雑誌『史蹟名勝天然記念物』誌上において論争が繰り返されている<sup>2)</sup>。さらに、吉野熊野国立公園では区域設定を巡る林業との軋轢の結果、国立公園が北山川沿いに帯状に設定されたという経緯がある（村串2004）<sup>3)</sup>。

私有地の開発を巡る動きとしては、富士箱根伊豆国立公園の芦ノ湖では埋め立てにより土地所有権が複雑となり、結局集約的に施設を管理する集団施設地区が解除されている（古谷他1999）<sup>4)</sup>。

飯田高原が属する阿蘇国立公園においても、農業集落と広大な入会地が存在することが問題視され、国立公園指定の第一陣に最後まで残りながらも結局見送られ、「制限緩和地区」を設けることで半年遅れの第二陣の指定となった経緯がある（村串2005）<sup>5)</sup>。加えて、戦後になると我が国初の「パークウェイ」として九州横断道路が公園内を貫通することになる<sup>6)</sup>。

また、国立公園制度が創設された当初の指定経緯をみると、風景（景観）保護を重視していたとの指摘がある（堀1995）<sup>7)</sup>。例えば、瀬戸内海国立公園の場合、鷲羽山・屋島などの眺望ポイントをいくつか設定し、そこからの眺望範囲を国立公園区域としている。飯田高原が属する阿蘇国立公園は広大なカルデラ内部全てを区域に設定している。これは森林の自然性が高くないという理由で、カルデラ内部しか区域指定されなかった戦後の洞爺湖の事例と比べるとその違いが際立つ。

さて、こうしてみると飯田高原は我が国の国立公園制度が持つ課題を内包しているといえよう。つまり、国立公園の目的に馴染まない広大な入会地（農牧業用地）を含んだ区域設定は、地域制公園の制度のもとではじめて可能になる。その上、指定から30年を経て開通した九州横断道路は観光道路としての機能ばかりか、産業道路としての役割も多いに期待されていた（大分県1966）<sup>8)</sup>。これは国立公園内を貫通するという現実を軽視する動きとも受け取れ、ある意味で地域制公園の特徴を最大限に発揮した事例といえまいか。このような国立公園制度が持つ

課題が顕在化したのは、九州横断道路の開通が引き金になっていたことは言うまでもない。

しかし、国立公園内の入会地について、国立公園制度との関係といった視点からは十分な検討はされていない。そして、道路開業によるインパクトについても、例えば、開発が進むにつれて風景保護といった漠然としたものから、動植物の保護、工事後の緑化修景といった具体的な方策に転じていった「黒部立山アルペンルート」のような分析も不十分である(十代田・野崎2000)<sup>9)</sup>。

そこで、本研究は国立公園内を貫通する道路の開通による開発インパクトを明らかにし、その過程で生じた入会地の解体が、国立公園にどのような影響を与えたのか明らかにしたい。そして、我が国の国立公園が抱える課題を提示したい。本研究では、まず、横断道路開通のインパクトとして、集団施設地区として観光施設が集積していった長者原地区を事例として、開通に向けた開発の波と、その後の経緯について検討を加えていく。そして、地籍図と土地台帳を用いて、入会地の土地所有の動向、つまりいわゆるコモンズ(共有地)が私有化されることによって生じた実態について中村牧野組合を事例として提示したい。さらに入会地の維持に向けた地元住民の対応についても言及したい。

## 2. 調査事例地概要

本研究で取り上げる飯田高原は大分県九重町の九重連山の麓標高800~1000mに位置する高原地帯である(図1)。かつては硫黄鉱山で賑わっていたが、点在する温泉地には登山客と湯治客が訪れるだけの山間僻地と呼ばれる場所であった。昭和30年代末まではこの地域一帯は奥郷地区と呼ばれ、地元5集落の広大な入会地が混在し、主に採草地として利用されていた。

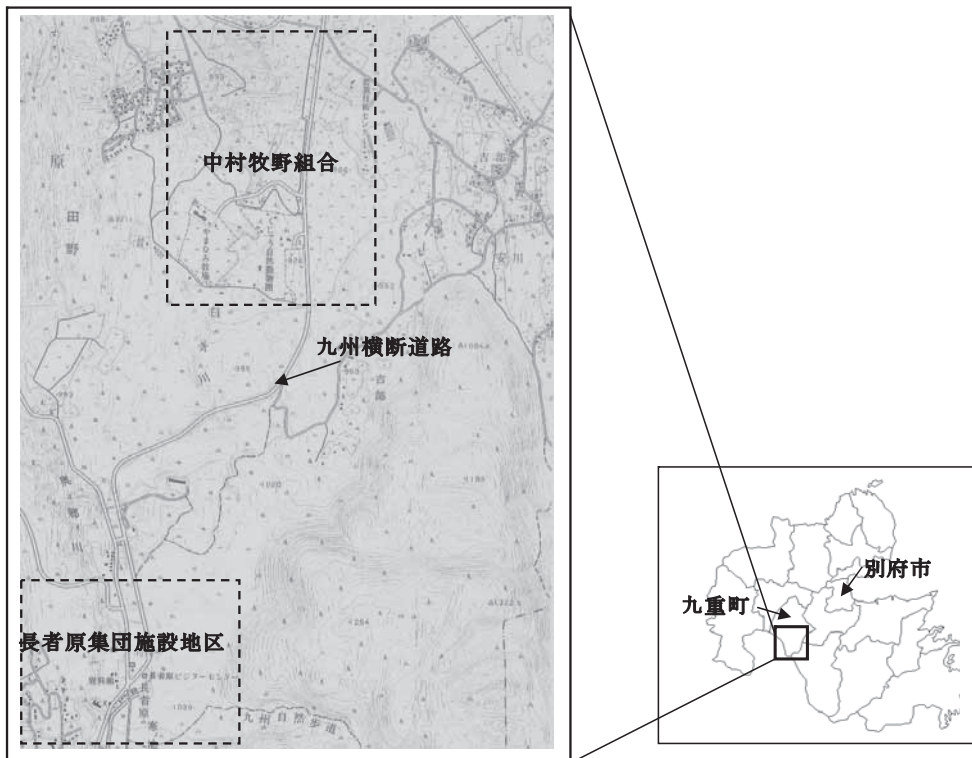


図1 事例地概要図

飯田高原は行政的には大分県九重町の南部を占める旧飯田村に位置する。飯田地区(旧飯田村)における2005(平成17年)現在の人口は2,151名(内女性1,114名)、世帯数760である。15年間の推移をみると人口は180名(内女性94名)漸減しているが、世帯数は58世帯漸増している。

さて、本研究において具体的な事例を検討する長者原地区は、古くから九重連山の登山基地とともに硫黄鉱山の基地として機能していた。1951(昭和26)年に国立公園集団施設地区に指定され、阿蘇国立公園の九重地区の拠点として整備された。現在この区域には国立公園管理施設およびビジターセンターが置かれているほか、バスターミナル、レストラン、国民宿舎、民間宿泊施設、キャンプ場、大学・企業の保養施設なども集積している。

中村牧野組合は、大分県の草地改良事業の受け皿組織として、1973(昭和48)年組合員65名、所有地面積100haで発足した。組合員の居住する中村地区は釜の口温泉などの由緒ある温泉が点在する飯田高原の中心的集落である。

## ・ 横断道路開業によるインパクト

### 1. 横断道路の建設と観光開発計画

1964(昭和39)年の九州横断道路(以下、横断道路)の開業までの飯田高原に至る道路は、1893(明治26)年に造られた硫黄鉱山と由布院間の硫黄搬出道路ならびに、1934(昭和9)年に改修された県道豊後中村 飯田線に限られていた<sup>10)</sup>。

さて、飯田高原に観光開発の視線が注がれる契機となったのは、1950(昭和25)年に横断道路建設基本計画が大分県から認可されたことと、翌1951年に始まった阿蘇・九重特定地域総合開発事業の一環として、別府・飯田高原間の道路改良工事の着手、さらに同年には長者原地区が国立公園集団施設地区に指定されたこと、以上3点といえよう<sup>11)</sup>。これらによって、戦前から構想の持たれていた横断道路建設が正式にスタートを切り、長者原が国立公園の観光拠点として整備されることになり慌ただしさが増していった。

横断道路は1953(昭和28)年「带状沿線拡張地域」の指定を受け、道路の両側600mが道路公園として整備されることになった<sup>12)</sup>。我が国最初のパークウェイの誕生である。パークウェイは道路周辺の美観を整備することによって、一般的な景観に彩りを添える役割を果たすものとしてアメリカで発案されたものである。1955(昭和30)年横断道路建設を推進してきた木下郁氏が大分県知事に就任すると、別府市、湯布院町、九重町、久住町が中心となって「九州横断道路建設促進期成同盟」が結成された。

1958(昭和33)年全国植樹祭の開催に合わせて国道210号線(別府市・久留米市)の別府・志高湖間の改修工事が進められた。さらに翌年同国道の由布院・水分峠間6.6kmの付け替え工事もスタートした。こうして横断道路と連絡する国道の改修工事が進められていった。そして1961(昭和36)年2月いよいよ横断道路本体の建設工事が着手された。横断道路のルートは基本的には明治中頃の硫黄運搬路を改良する区間が多かったが、一部では山林を切り開いて造成されている。着工から3年半後の1964(昭和39)年10月4日横断道路は開通した。

長者原地区が国立公園の集団施設地区に設定されると整備計画も立案された。ここでは1960年頃に立案された「長者原集団施設地区計画図(以下、計画図)」(大分県公文書館所蔵)をもとに横断道路開通をにらんだ開発計画を検討していく(図2)<sup>13)</sup>。

計画図を国土地理院発行の1/25,000分の1地形図と照らし合わせてみると、まず横断道路のルートが異なっていることがわかる。このことから、計画図作成当時は恐らく横断道路の具体的なルート策定まで及んでいなかったと考えられる。現行ルートを計画図に当てはめると、図中国民

宿舎の手前で左にカーブを切り図中ピクニックランドを貫通して、図中 公共施設区の下に至っている。その結果、ピクニックランドは整備されず、その場所は長者原キャンプ場となっている。図中ホテルは現在のハイランドホテルにあたり、この場所には当初から宿泊施設の計画があったことがわかる。後述するが当時の管轄の厚生省が厳しい審査を通さずに開発許可を出したという地元の認識は、こうした状況から形成されたのかもしれない。その一方で、図中の国民宿舎の設置計画については、今回の聞き取りで初めて知ったという地元住民が複数いた。また、国民宿舎からは遊歩道がピクニックランドに向けて延びている。基本的に国民宿舎は何かの施設を置くことが許可の前提となっていたため、ピクニックランド整備はそのための措置かもしれない。

現在の国民宿舎(コスモス荘)周辺にあたる広場は、計画図によると野営場と広場の計画があった。この場所は所有権が入会地から国に移動しているため、牧草地として利用されてきたものであろう。また、図中周辺にはこの当時硫黄鉱山の社宅があり、およそ300人位の人が暮らしていたという<sup>14)</sup>。計画図で牧場区となっていた区域は、入会地の牧草地をそのまま利用するものであったと思われる。この区域は後に民間業者に買収され、現在では大半が分譲別荘地として開発されている。

一方、今日ラムサール条約に指定される貴重なタデ原湿原は、当時の計画図上では何も記載されていない。こうした状況からも当時の自然保護と開発の関係を伺うことができよう。

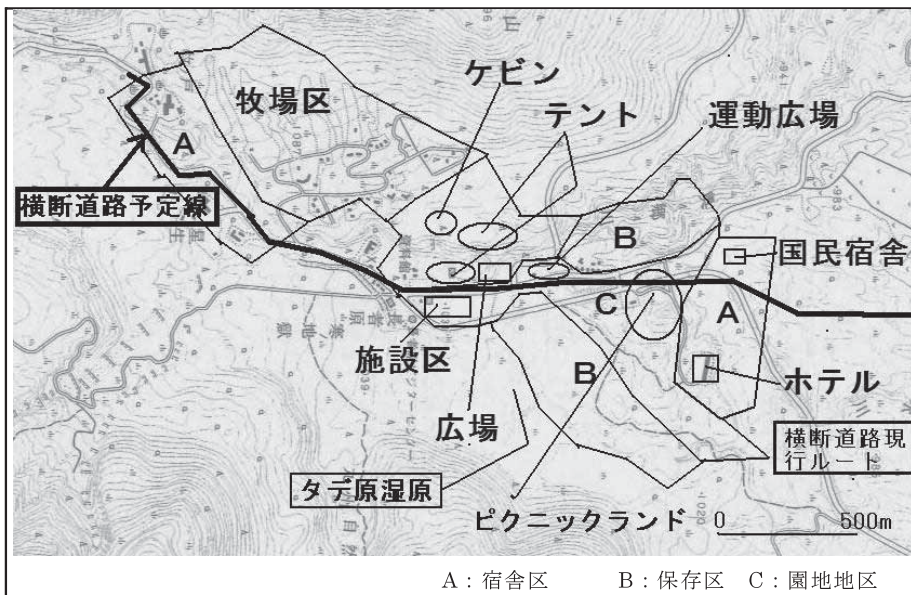


図2 1960年代初頭の長者原地区開発計画図

(注) 大分県立公文書館所蔵資料をもとに筆者作成

## 2. 飯田高原における観光施設の整備

横断道路建設の槌音が飯田高原の最深部に近づくにつれて、地域各所で観光開発を巡る動きが活発となっていった。ここでは、横断道路開通前後の観光開発の経緯についてみていきたい(表1、図3)。

まず、国立公園の集団施設地区に設定された長者原地区は、観光拠点として飯田高原の中核を担うことになるため観光施設の建設が集中している。

長者原地区には既に硫黄鉱山集落が存在し1～2軒の商店は営業をしていようである。集団施設地区としての開発は、1961年の大分市資本による「九重高原ホテル」の開業に始まる<sup>15)</sup>。翌年には福岡資本による「くじゅうヒュッテ」が続いた。横断道路が開通した1964年には3軒の宿泊施設が建設され、翌1965年にそのピークを迎え7軒の観光施設が整備されている。長者原地区には宿泊施設以外の観光関連施設の整備も進められた。その代表的なものがキャンプ場といえる。地区内には「長者原キャンプ場」および「くじゅうやまなみキャンプ場」が整備されている。前者は西鉄が主として福岡県の中学・高等学校の林間学校用のキャンプ地として整備したもので、福岡県教育委員会・高体連・中体連と提携していた。最盛期の1980年頃には夏期のシーズンだけで1万5000人程度の利用があったが、現在は3000人程度である。後者は大分交通が経営するハイランドホテルの所有地で、かつてはハイランドホテル社員寮があった場所である。現在は県が借り受け国民宿舎コスモス荘によって管理されている。

今日貴重な湿原として保護されているタゲ原湿原も当時観光開発の計画が持ち上がっている。当時の計画はゴルフ場と観光施設を整備するもので、福岡資本の業者が土地を買収したが開発許可は下りなかった。ゴルフ場は1973(昭和48)年の自然公園法改正までは公園事業の対象とされていたのである。今日でも湿原の一部はその業者の所有地となっている(写真1)。同様に周辺の入会地も次々と買収され、別荘地や保養地として分譲されていった。とりわけ、中村牧野組合が所有していた牧草地は100筆近くに分筆され、別荘地として分譲されていった。

表1 長者原地区およびその周辺に建設された観光関連施設(1961～1965年)

年	施設名	場所	規模	所有者
1961	九重高原ホテル	長者原		九重観光開発 k k
1962	くじゅうヒュッテ	長者原		福商観光 k k
1964	ホテル三俣	長者原	2階60名	九重山観光開発
	星生温泉	長者原	2階30名	個人
	旅館寒の地獄増築	長者原	2階58名	寒の地獄 k k
	牧の戸駐車場・休憩所	牧の戸	1,000m <sup>2</sup>	大分県
1965	山の家	長者原		朝日新聞健保組合
	長者原休憩所	長者原	1階、トイレ	大分県
	やまなみ荘	長者原	2階220名	福岡大学
	九重ハイランドホテル	長者原	3階275名	大分交通 k k
	九重西鉄ホテル	長者原	3階119名	西日本鉄道 k k (九重高原ホテルを買収)
	長者原ヘルスセンター	長者原	2階	飯田高原観光 k k
園地附属駐車場・休憩所	牧の戸	1階	九重町	

注) 大分県公文書館資料および聞き取り調査により筆者作成

その他、牧の戸峠で開業する売店2店舗(同一建物内で営業)は、飯田農協と筋湯在住の個人が出店している。ここでは営業に有利な遊歩道寄りの店舗を交互に使用するため、2年交代で店の場所を交代している(写真2)。さらに、現在「県立九重青少年の家」が立地する一帯も入会地であった。ここは一度観光業者に買収されたのであったが、開発直前になって県が買い戻し現在の施設と九重町営キャンプ場となっている。「くじゅう自然動物園」は中村牧野組合の共有地であったが売却されたものである。また、「やまなみ観光牧場」も中村牧野組合の共有地である



が、会員が組合から土地を借り受けて営業している。



写真1 タデ原湿原 (2008年9月筆者撮影)  
広大な私有地が分布する。



写真2 牧ノ戸峠の売店 (2007年9月筆者撮影)  
手前に登山道がある。

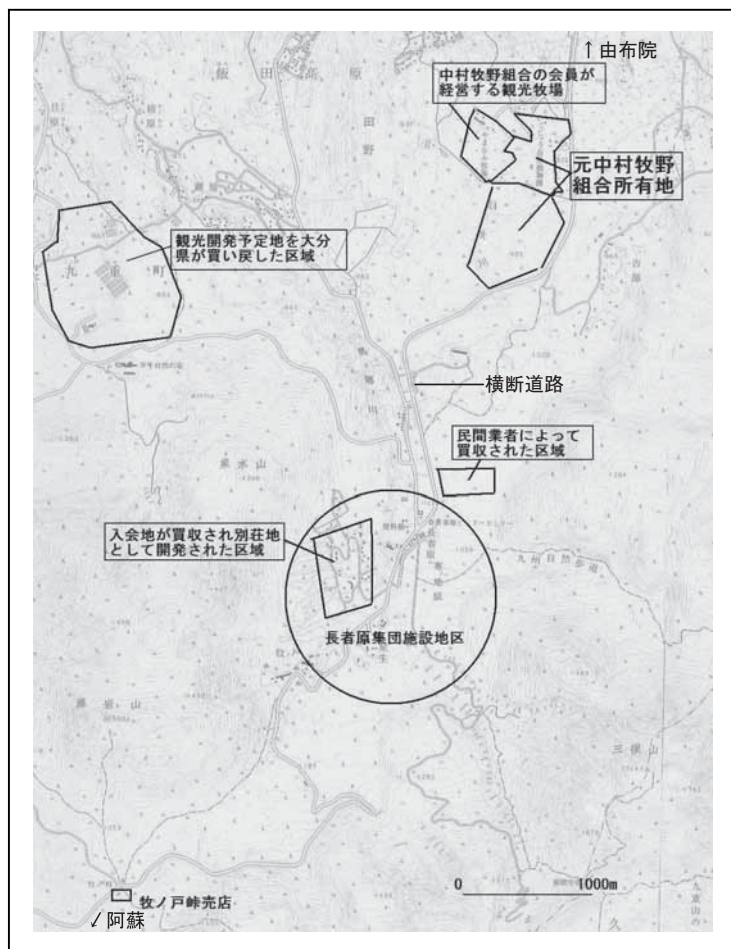


図3 長者原地区に建設された観光関連施設位置図 (1961~1965年)  
(注) 大分県・九重町資料および聞き取り調査より筆者作成

## ・観光開発の展開と入会地の動向

### 1. 入会地の所有権の移動実態

2007年現在における長者原周辺の大字田野字上野・泉水・西小池の地番帳から、土地所有の主な内訳をみる。別荘開発で細分化された地番を除く120筆の内、企業名義の土地が14社43筆、大分県名義34筆、九重町名義13筆、総理府名義が5筆、厚生労働省名義3筆で、これら地番の大部分は財産区および共有地名義から所有権が移動したものである(図4)。また今日も財産区および共有地名義となっている地番は22筆となっている<sup>16)</sup>。

その内、企業14社の所有筆数と本社等の所在地を下に記した(表2)。筆数では2番の大分市に本社のある企業(交通関係)が多いが、非公式な資料をみると所有する面積は11番の熊本市の企業が最も広い。また、地元企業も5社を占めている。

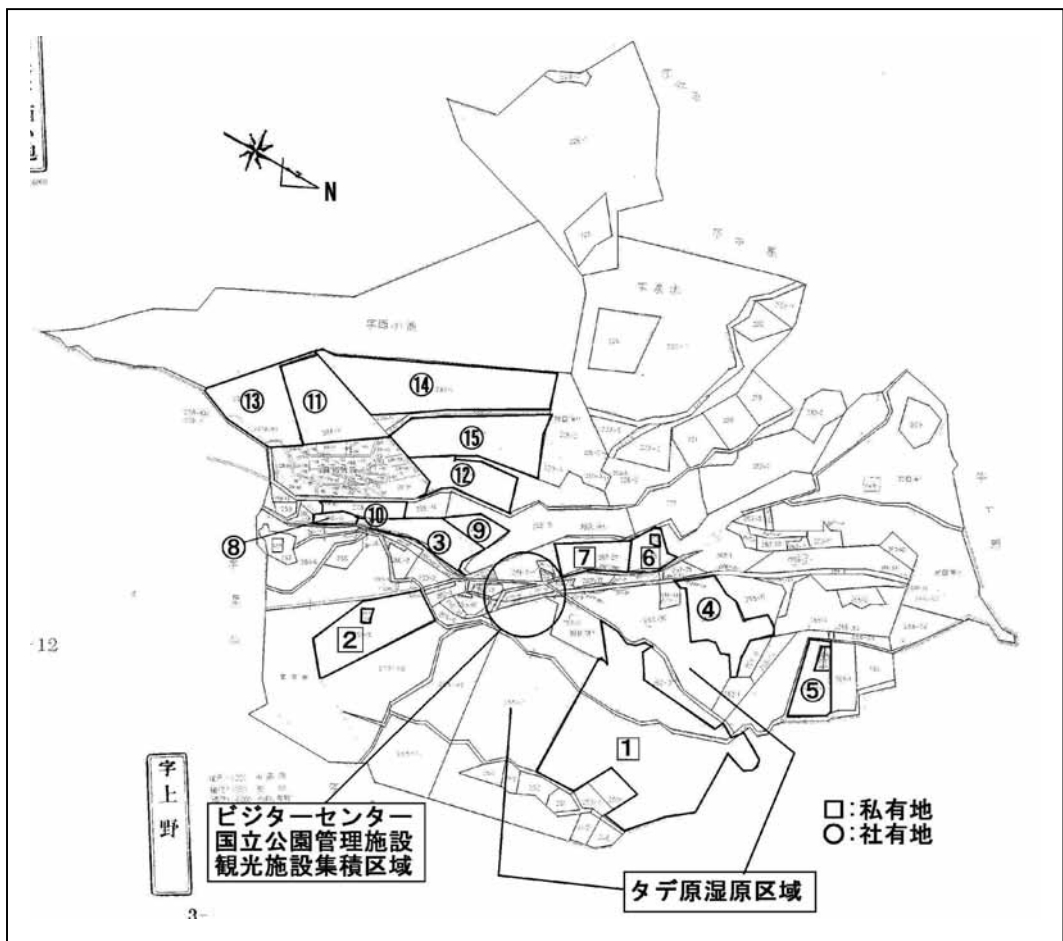


図4 1960年代後半に入会地から移動した土地の分布(長者原地区)

(注)九重町所有地籍図および日田法務局所有土地台帳より筆者作成

図3 枠の場所(長者原集団施設地区)に該当する。

さらに、土地台帳をもとに所有権の入会地(財産区)からの移動経緯についてみていく。ここでは長者原地区中心部の地籍15筆について検討する。

先ず所有権が個人に移動した事例をみてみたい(表3)。図4中の①・②・⑥・⑦は、1967～68年にかけて福岡県広川町(当時)の個人に所有権が移動している。これらの経緯は下記の表3の通りである、①と②は親族内の移動を経てバブル経済絶頂期の1990年に大分市と東京都の個人に移動後松山市・東京都の個人を経て、2003年に広島県福山市の開発関連会社に所有権は移動し今日に至っている。⑥は前者と同様親族・久留米市の個人を経て、1989年大分市の不動産関連企業に移動している。さらに⑦は1974年に一年間で所有権は3か所移動している。その後⑥と同様の経緯を辿っている。いずれも複雑に所有権は移動を重ねた後不動産関連企業のもとに所有権が移動し今日に至っている。

次に、入会地管理組合(財産区)から直接企業に所有権が移動しているのは、図4中の・・・の8筆であった(表4)。その内・・・の4筆は財産区から直接所有権を獲得したのち、この企業がそのまま今日まで所有している。その他4筆はその後複数の企業のもとに移動をしている。とりわけは1972年に大阪市の燃料関係企業に所有権が移動した後、東京都の企業から大阪市のリース関連企業を経て2000年に大阪市の関連開発企業へと移動している。

表2 長者原地区における企業名義の土地所有構成(2007年)

所在地	筆数	地目	所在地	筆数	地目
1 福岡市	3	全て原野	8 玖珠町	1	山林
2 大分市	11	全て原野	9 九重町	2	原野、山林
3 大阪市	3	原野2、鉱泉地1	10 福山市	2	全て山林
4 九重町	3	原野、池沼、宅地、原野	11 熊本市	3	全て原野
5 別府市	1	原野、宅地	12 下関市	1	宅地
6 九重町	2	原野2、山林2	13 九重町	4	山林2、宅地2
7 大分市	4		14 九重町	2	宅地、山林

注) 九重町資料より筆者作成 / 所在地は地番帳に表記されたままを記載。

表3 入会地の所有権の移動経緯(個人に移動した事例)

番号	土地所有権移動経緯
①	(1968)福岡県広川町個人 (1977)親族 (1990)大分市個人 東京都個人 (1997)松山市個人 (1999)東京都個人 (2003)福山市企業
⑥	(1970)福岡県広川町個人 (1978)親族 久留米市個人 (1989)大分市企業
⑦	(1971)久留米市個人 (1974)佐賀県基山町個人 久留米市個人 福岡県広川町個人 (1989)大分市企業

注) 関係法務局所蔵土地台帳より筆者作成  
表中の( )内の数字は西暦年



表4 入会地の所有権の移動経緯（企業に移動した事例）

番号	土地所有権移動経緯
	(1969)大分市 (2000)北九州市
	(1964)大分市
	(1972)大阪市 (1987)東京都 (1988)大阪市 (2000)大阪市
	(1972)大分市 (1985)大分市 (1998)大分県庁
	(1964)大分市 (1998)大分県庁
	(1966)大分市
	(1982)福岡市
	(1963)一部日本道路公団 (1982)福岡市
	(1973)一部福岡市個人

注) 関係法務局所蔵土地台帳より筆者作成  
 表中の( )内の数字は西暦年

その一方では、<sup>17)</sup>の土地は今日ではラムサール条約に登録されている「タデ原湿原」の一部を占めているのであるが、1981・82年に福岡市の開発関連企業に所有権が移動し今日に至っている<sup>17)</sup>。地元住民は政府（環境省）が買収することを望んでいるようである。このように土地所有権の移動経緯をみると、やはり1988～1992年のいわゆるバブル経済期に所有権の移動が頻繁に行われていた実態が浮かび上がる。特に所有権が個人名義の場合その傾向が顕著といえよう。

さらに、地図中の太線枠内もかつては入会地であったが、1965年頃福岡市の企業のもとに土地所有権が移動しその後別荘地として分譲されている。これについては次節で触れてみたい。

## 2. 入会地の観光開発の実態

前項で検証した土地所有権が入会地から移動した土地はその後どのように利用されたのか、ここではその実態をみていきたい。

まず現在ラムサール条約に指定されているタデ原湿原は、奥郷5地区の共有財産区であるが、前述のとおりその一部が福岡市の企業に買収されている。この企業はこの地にゴルフ場およびレジャー施設の整備を計画したが、国立公園内ということで許可が下りなかったという。しかし、その後ラムサール条約に指定されるなど自然保護の規制強化にともなって売買もままならない状況にある。地元は国（環境省）が買収することを望んでいるようだが進展をみないまま今日に至っている<sup>18)</sup>。

長者原集団施設地区の中核を占める土産物屋兼レストランならびにハイランドホテルは、大分市のバス会社が横断道路開業をにらんで、前述同様に奥郷5地区の共有財産区から所有権を買収して経営している。地元では当時所轄する厚生省はあまり厳しい規制・審査をせずに開発許可を出したとの印象が強く残っているようである<sup>19)</sup>。

横断道路の用地についても一部財産区が提供している。開通前は家畜が道路に入り込まないように柵を設ける計画であったが、結局柵は設けられていない。これは、事故による家畜の損失については責任を持つから柵に係る予算を他の道路整備費に回してほしいとの地元からの強い要請を受け入れたためという<sup>20)</sup>。

観光開発と入会地の動向に関しては、長者原周辺に点在する別荘地も象徴的な実態を示しているといえよう。ここでは、中村牧野組合が所有していた共同牧草地がその所有権の移動後辿った

経緯を検討してみたい。今回検討する地籍の場所は長者原集団施設地区の西側へ50m 程上がった泉水山(1296m)の東麓斜面に位置し、面積はおおよそ15haである。この場所は前述のとおり地元財産区(牧野組合)が所有する牧草地であったという。主として夏の放牧場と採草地として利用されていた。1965(昭和40)年頃に福岡市の実業家におよそ1億円で売却し、その結果組合員への分配金は一人当たり100万円程度になったという<sup>21)</sup>。関係者によるとこのような内容の売買契約条件を提示され、つられて売却してしまったらしい。同様な話はこの地域各地に残っていることから多くの入会地が売却されていったものと思われる。



写真3-1 別荘地分譲中の旧入会地  
(2007.9筆者撮影)  
左右別業者が販売している



写真3-2 会員制リゾートクラブ施設  
(2007.9筆者撮影)



写真3-3 別荘開発区域遠望(2007.9筆者撮影)  
線内が該当区域である

さて、この実業家に買収された財産区であるが、実業家が土地を分譲して売り出し、現在では地籍図上では90筆以上に細分化され、複数の業者によって今日も売り出されている(写真3)。一部の区域は企業の保養施設、会員制リゾート施設などに転用されている。しかし、現況を見る限り未売却の区画も多数見受けられる。このように、広大な入会地が売却されてしまうと、まずいくつか分割され複数の業者に売却され、別荘等の分譲地あるいは観光・保養施設用地としてさらに細分化され売却されるといった構図が明確に見て取れる。この背景には牧畜農家の営農基盤が弱いことと、規制緩和による安価な国外産食肉の大量輸入による経営不振、さらに高齢化に

よる牧野組合組織の弱体化などがあげられる。次節ではこうした状況下入会地の維持に向けた牧野組合の動きについて検討してみたい。

## ・観光開発下における入会地管理組合の対応

### 1. 中村牧野組合にみる入会地の動向

ここで取り上げる中村牧野組合（以下、組合）は、1973（昭和48）年65名の組合員、所有地面積100haの規模で発足した<sup>22)</sup>。当時組合員が在住する中村地区は100人の名義人が連なる財産区を有していた。組合設立の経緯をみると、この当時農家の大半は国営の草地改良事業による近代的営農への投資と、その後の牧畜の衰退によって借金を抱えていた。このような状況下、今度は大分県から草地改良事業の計画が持ち上がり、この事業の対応のために法人組織の設立が必要となった。そこで牛を飼育していた65戸（名）が法人組織としての組合を設立したことに始まる。組合側は100haの財産区を引き継ぎ、設立に加わらなかった農家・非農家およそ40戸（名）には30haの財産区が分割分与された。しかし、これらの土地の半分程度はその後大分市の不動産業者によって買収されていったという。また、残りの半分は後述するが組合員の一人によって買収された。

草地改良事業に対して地元は積極的であったという。その背景には、仮に財産区が危機的状況になって解散した場合、開発業者による乱開発の恐れがあることと、解散した場合起伏のある土地の分配が困難であるということが挙げられ、財産区の将来に対する不安があったという。また、事業の導入によって飼育頭数の増加が可能となることと、管理を一律的に第三者に任せることができるという事業のメリットも勘案された。その一方では、草刈りなどに年100日にも及ぶ労役負担があるという。その負担に耐えかねて飼育を断念した農家もあった。

組合の現況をみると、2007年度現在の組合員は55戸（名）であるが、実際に牛を飼育している農家は11戸に過ぎない。この11戸の内専業農家は5戸である。一方、飼育牛が10頭程度の零細規模の組合員の中には高齢化と後継者がいないというところもあり、数年内に廃業する組合員が出てくる可能性が高いともいわれている。その他の組合員の平均的な営農規模は和牛50～70頭（おおよそ乳牛30～40頭、種牛20～30頭、肉牛5頭程度）である。

このように有畜農家が減少し組合員の20%を占めるにすぎない状況下、広大な草地の維持管理が大きな課題となっている。現に「くじゅう自然動物園」もかつては組合所有地であったが売却したものである。では草地（入会地）をどのように維持しようとしているのか、次節ではその実情を検討したい。

### 2. 牧草地維持に向けた方策

現在おおよそ100haにおよぶ組合所有地の利用構成をみると、46haは採草地・放牧地、34haは有畜組合員の利用地、そして30haは外部に貸し出している（図5）。

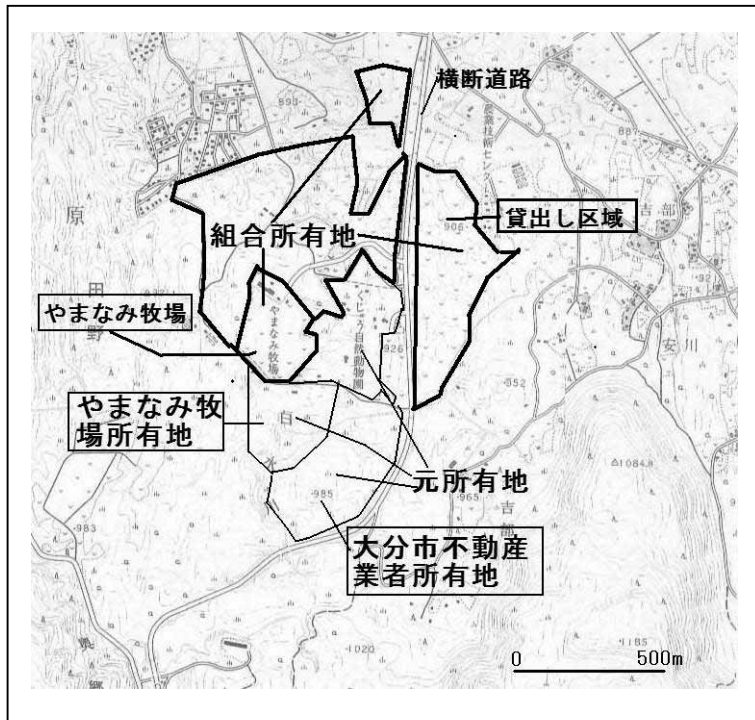


図5 中村牧野組合所有地の構成別分布  
(注) 中村牧野組合資料および聞き取り調査より筆者作成

こうしてみると、共有地の貸出面積が30%を占めており、その収益が入会地維持に貢献しているものと思われる。

横断道路沿いの貸出地の内訳をみると、飯田地区在住の和牛農家2戸と乳牛農家1戸の計3戸の農家に貸し出し、その総面積はおよそ16haである。1haあたり7万円で貸し出しているので年間収入は102万円となる。牧畜経営にはまとまった土地が必要となるので、この制度に関心を示している農家があと数軒いるということなので、今後も入会地の貸出しといったケースは増えていくものと考えられる。

今日この制度のもとで最大の借主は「やまなみ観光牧場(以下、観光牧場)」である。しかも、この観光牧場の経営者は組合の構成員である。観光牧場は借地料として年間400万円を組合に納入している。賃借料を単位面積(ha)で割ると1ha当たり28万5,000円にもなる。しかし、この経営者は有畜農家の減少と営農者の高齢化という現状をみて組合の将来に不安を抱き、組合と牧野の存続のために組合員でありながら貸出制度を利用して入会地の一部を借りているのである。

## まとめ

本研究は、国立公園内を貫通する道路の開通による開発インパクトを明らかにし、その過程で生じた入会地の解体が、国立公園にどのような影響を与えたのか明らかにするためにこれまで検討を加えてきた。その結果以下のような知見を得ることができた。

まず、道路開通による開発インパクトであるが、開発の主体そのものは国立公園事業の一環と

して集団施設地区を設定している。その在り方については別に議論の場を持つべきであろうが、飯田高原における限定的な今後の検討材料としては、大分県が示した長者原地区の開発計画と実際に施行された集団地区の開発にズレが生じている点を挙げておきたい。このことは国立公園の開発・利用を巡る国と地元との関係について示唆している。

次に、開発のインパクトについては、やはり入会地等の売却に伴う乱開発を指摘すべきであろう。横断道路は我が国初のパークウェイとして開業したのであったが、事例地を見る限り開発の呼び水となった可能性が高いことを指摘しなければならない。道路周辺的美観を整備したことによる影響について検討すべきであろう。当時このような認識はあまりなかったと思われるが、今日的に見れば造られた美観よりも自然のままの方が評価される。美観（景観）が「造られた」ということが、開発に対する何かの精神的なサインの役割を果たしてしまったのか、という視点からの検証も必要なのではないか。今回の調査から新たに生じた課題点として挙げておきたい。

入会地の解体による草原維持・管理能力の低下に関して飯田高原の事例をみると、二次的な草原の維持管理が困難になった時期が、高度経済成長期であった場合は草地の売却という手段が多く用いられてきた。しかし、当時の国立公園はその事業内容にゴルフ場整備が含まれていた時代である。結果的に地元住民が開発を助長する手段を選択したとしても、これを非難することはできまい。非難すべき対象はこのような施策を取っていた行政側ではないだろうか。

さて、今日まで草地維持のために懸命に努力してきた地元牧畜農家にとって、高齢化と後継者難という現実を前にしては打つ手も限られてきたようである。しかし、中村牧野組合は牧畜を廃業するといった消極的な選択ではなく、草地の貸し出しといった手法を用いて維持方法を模索している。加えて、組合員が自ら借り手となって維持に努力を傾けているのである。今日では人の管理によって維持されている二次的な草原の消滅は、草地景観そのもののみならず、その景観を特徴づける生物や生態系をも消滅させてしまうものとして、国立公園の総体的な危機として捉えられている。

このような二つの流れを鑑みた場合、今後の方策としては、一つには「草地オーナー制」的な牧畜営農者を募ることも視野に入れることは現実的な対応策ではなかろうか。現に飯田高原の周辺集落の牧畜営農者の間では、より広い草地に対する需要が高まりつつあると聞く。もう一点は「景観」「生態系」といった今日的な環境キーワードに乗った対応である。具体的には、阿蘇で活動する公園管理組織「阿蘇グリーンストック」による「風景地保護協定」を活用する方法である。

今後の課題は、飯田高原同様に広大な草地が分布し、飯田高原とともに国立公園の一部をなす阿蘇地域についても同様の検討が必要となろう。阿蘇地域は飯田高原以上に草地が広範囲に広がり、その利用形態はより多様化しつつある。こうした研究は広大な私有地（牧野）を内包する国立公園の在り方と、観光開発の地域的な位置づけを検討する上で意義深いもといえよう。

### 【謝辞】

本研究を進めるにあたって、小野喜美夫氏、熊谷薫氏からは観光開発経緯に関して有意義なお話を頂いた。中村牧野組合会長時松裕八氏および安部武巳氏からは入会地の現状について有意義なお話を頂いた。また、資料の閲覧にあたり九重町役場税務課ならびに日田法務局からご協力を賜った。この場を借りて御礼申し上げます。

本研究は、大学共同利用機関総合地球環境学研究所プロジェクト『日本列島における人間 自然相互関係の歴史的・文化的検討』の一部であり、調査・研究にあたって当プロジェクトの補助

を受けている。

### 【注釈・文献】

- 1) 村串 (2005) : 『国立公園成立史の研究』法政大学出版、122頁。
- 2) 当雑誌は大正から昭和初期にかけて史蹟名勝天然紀念物保存協会から刊行されたものである。
- 3) 村串 (2004) : 吉野熊野国立公園成立史、経済志林71 (4) 法政大学経済学会、175頁。
- 4) 古谷他 (1999) : 富士箱根伊豆国立公園における芦ノ湖埋立園地の成立と変遷、千葉大学園芸学部学術報告第53号、63 - 65頁。
- 5) 前掲1) 136頁。
- 6) パークウェイとは、アメリカで成立した道路施策のひとつである。
- 7) 堀 (1995) : 我が国の国立公園の計画管理の実態とその変遷に関する研究、ランドスケープ研究59 (2) 日本造園学会、85 - 86頁。
- 8) 大分県 (1966) : 『九州横断道路』大分県秘書公聴課、7頁。
- 9) 十代田・野崎 (2000) : 観光地としての立山黒部アルペンルートの形成過程と富山県側での議論、ランドスケープ研究63 (5) 日本造園学会、746 - 747頁。
- 10) 前掲8) 10 - 11頁。
- 11) 阿蘇・九重特定地域総合開発事業
- 12) 「带状沿線拡張地域」とは
- 13) 計画図の詳しい作成年についてはそれを示す記載箇所もなく不明である。図示してある当時の様子や地元住民などの証言から1960年代前半と判断している。
- 14) 地元住民 (長者原在住) からの聞き取りによる。
- 15) 大分県公文書館「宿泊事業執行認可申請書」による。
- 16) 所有面積については、地籍調査が未施行なことと個人情報に触れることも考慮して割愛した。
- 17) ラムサール条約とは正式に「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年に制定された。
- 18) 地元住民からの聞き取りおよび大分県公文書館資料、関係法務局資料による。
- 19) 地元住民 (長者原在住) からの聞き取りによる。
- 20) 地元住民 (長者原在住) からの聞き取りによる。
- 21) 地元住民 (財産区関係者) からの聞き取りによる。
- 22) 地元住民 (財産区関係者) からの聞き取りおよび牧野組合資料による。